

堺市社会福祉事業団 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年7月1日～令和5年6月30日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年7月～ 法に基づく諸制度の改正状況等の再調査、制度の導入・改正
- 令和3年4月～ 制度に関するパンフレットを修正し職員に配布し、周知を行う。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人年間5日以上とする。

<対策>

- 令和2年7月～ 定期的に年次有給休暇の取得状況を把握する。
役職者会議等において、年間5日以上の実績取得に向け、周知徹底を図る。
各所属において、年次有給休暇取得計画表を作成する等、年次有給休暇の取得を容易にするための取組を行う。